

株 主 各 位

大阪市北区天満1丁目6番7号

ミヤコ株式会社

代表取締役社長 東 田 勝

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル6階「鴛鴦（オシドリ）の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第68期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.miyako-inc.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における住宅・非住宅向けの管工機材業界におきましては、住宅取得優遇制度や住宅ローンの低金利政策が継続的に実施されているものの、持家住宅や個人向けアパートの減少の影響により新設住宅着工戸数は前年度を下回りました。一方で住宅リフォーム市場は堅調に推移しました。また、企業間の価格競争やサービス競争は激しさを増しており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社ではブランド力を大いに発揮し飛躍させるべく、販売力の強化、アイデア商品の開発、ニッチ商品の品揃えの充実などに取り組み、全社をあげて業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は52億1千2百万円（前期比5.1%増）となりました。利益面では、営業利益4億4千2百万円（前期比27.9%増）、経常利益4億6千2百万円（前期比28.3%増）となり、当期純利益は2億5千4百万円（前期比6.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 65 期 (平成27年3月期)	第 66 期 (平成28年3月期)	第 67 期 (平成29年3月期)	第 68 期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売 上 高	4,809,553千円	4,877,688千円	4,957,474千円	5,212,084千円
経 常 利 益	384,761千円	357,205千円	360,606千円	462,708千円
当 期 純 利 益	211,192千円	211,872千円	240,103千円	254,399千円
1株当たり当期純利益	71.81円	72.04円	85.02円	92.83円
総 資 産	4,604,431千円	4,841,480千円	4,875,947千円	5,256,751千円
純 資 産	3,275,040千円	3,425,657千円	3,468,147千円	3,686,439千円
1株当たり純資産額	1,113.63円	1,164.84円	1,265.55円	1,345.21円

(注) 1株当たり当期純利益については、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は親会社および子会社を有しておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境の見通しにつきましては、少子高齢化や住宅の長寿命化により新設住宅が減少すると予想されております。しかしながら既存の住宅でリフォーム・リニューアル工事が必要な住宅が多く存在し需要が見込まれると思われまます。

このような市場環境のなか当社といたしましては、販売力の強化を推進するとともに、ユーザーニーズに応えた新製品やアイデア製品の開発、商品やサービスなどの情報発信力の強化、ニッチ商品の品揃えの充実などに取り組み、全社一丸となって収益の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年 3月31日現在)

事業内容	主要製品
住宅の水まわりパーツの開発・設計・販売	排水・通気金具、衛生設備関連器具、パイプ・継手・配管用副資材、給水栓・関連商品、バルブ、ポンプ、給湯関連商品・保温材

(6) 主要な営業所等 (平成30年 3月31日現在)

- ① 本社 大阪市北区天満1丁目6番7号
- ② 物流センターおよび営業所

名称	所在地	名称	所在地
大阪物流センター	大阪府大東市	多摩営業所	東京都日野市
大阪第2物流センター	大阪府大東市	横浜営業所	横浜市保土ヶ谷区
札幌営業所	札幌市東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
仙台営業所	仙台市若林区	大阪営業所	大阪府大東市
埼玉営業所	さいたま市北区	広島営業所	広島市西区
千葉営業所	千葉県柏市	福岡営業所	福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (平成30年 3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84(7)名	増減なし(2名増)	40.9歳	17.8年

(注) 使用人数は就業員数(常用パートを含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年 3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,587,836株
- (3) 株主数 347名
- (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ツ カ ダ 興 産	799千株	29.18%
東 田 勝	434	15.84
東 田 俊 夫	136	4.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80	2.92
堀 出 則 男	74	2.70
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	72	2.63
平 井 常 雄	63	2.33
ミ ヤ コ 社 員 持 株 会	61	2.26
東 田 寿 美 枝	60	2.20
東 田 道 代	60	2.19
三井住友海上火災保険株式会社	60	2.19

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,847,408株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	東 田 勝	㈱ツカダ興産代表取締役社長
取 締 役	石 原 利 幸	西日本営業部長
取 締 役	堀 川 富 士 夫	北日本営業部長
取 締 役	菊 山 勝 久	公認会計士
監 査 役（常勤）	多 谷 本 昌 利	
監 査 役	木 下 威 英	弁護士
監 査 役	田 野 瀬 博	公認会計士

- (注) 1. 取締役菊山勝久氏は社外取締役であります。なお、当社は、菊山勝久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 監査役木下威英氏および監査役田野瀬博氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役田野瀬博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	69,020千円 (2,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,310 (2,500)
合 計 (うち社外役員)	7 (3)	75,330 (5,000)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
 当事業年度に係る役員退職慰労金の引当金繰入額
 取締役 4名 5,320千円
 (うち社外取締役 1名 100千円)
 監査役 3名 310千円
 (うち社外監査役 2名 100千円)

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役 菊山勝久

当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席いたしました。当社において長年にわたる監査役としての経験や公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

② 監査役 木下威英

当事業年度に開催された取締役会5回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

③ 監査役 田野瀬博

当事業年度に開催された取締役会5回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査実績の分析や評価、会計監査人の職務執行状況や計画・実績を確認し、監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容について

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

倫理規程をはじめとする法令遵守体制に係る規程を整備し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

また、その徹底を図るため、社員教育を行っております。

これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとし、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、監査役を窓口とした内部通報制度を設置・運営いたしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、および情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、全社対応は管理部が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- i 職務権限規程・意思決定ルールの策定
- ii 取締役を構成員とする経営推進会議の設置
- iii 取締役会による中期経営計画の策定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- iv 経営推進会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 会社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、取締役4名で構成されており、法令および定款に定められた事項のほかに経営の意思決定について、定例の開催に加え、緊急を要する重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催することとしております。

また、単なる意思決定機関としてではなく各取締役相互の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

監査機能につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役会への出席と監査役会を定期的に開催し、取締役等からその職務の業務執行状況の聴取を行っております。

また、社長直轄の監査室を設置し、内部監査規程に則り毎年度計画的に内部監査を実施しております。監査室は、監査結果を速やかに社長に報告し、各部門に対して、改善点の指摘・勧告等を行い、諸業務の質や効率の改善を図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況につきましては、取締役会を5回開催し、法令および定款に定められた事項の確認を実施するとともに、各取締役相互の業務執行状況の確認を行いました。

また、監査機能につきましては、監査役会を5回開催するとともに、取締役会への出席を5回実施し、取締役の職務の業務執行状況の聴取を行い、法令および定款に基づき適切に執行されているか確認を行いました。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,373,823	流 動 負 債	1,479,908
現金及び預金	1,631,941	支払手形	75,009
受取手形	734,905	電子記録債務	578,267
電子記録債権	396,431	買掛金	387,344
売掛金	764,779	短期借入金	200,000
商品及び製品	786,076	未払金	57,651
貯蔵品	3,954	未払費用	20,938
前払費用	9,058	未払法人税等	109,648
繰延税金資産	33,055	未払消費税等	5,920
その他	14,220	預り金	3,127
貸倒引当金	△600	賞与引当金	42,000
固 定 資 産	882,927	固 定 負 債	90,403
有 形 固 定 資 産	333,506	役員退職慰労引当金	84,733
建物	42,666	預り保証金	5,670
構築物	467	負 債 合 計	1,570,311
車両運搬具	933	純 資 産 の 部	
工具・器具・備品	15,540	株 主 資 本	3,553,709
土地	273,897	資本金	564,952
無 形 固 定 資 産	10,562	資本剰余金	119,774
ソフトウェア	5,600	資本準備金	118,386
電話加入権	4,961	その他資本剰余金	1,388
投 資 そ の 他 の 資 産	538,858	利 益 剰 余 金	4,973,767
投資有価証券	301,617	利益準備金	68,339
破産・更生債権等	109	その他利益剰余金	4,905,428
長期前払費用	48	別途積立金	2,100,000
繰延税金資産	35,364	繰越利益剰余金	2,805,428
保険積立金	135,231	自 己 株 式	△2,104,783
敷金・保証金	54,177	評価・換算差額等	132,729
その他	12,774	その他有価証券評価差額金	132,729
貸倒引当金	△464	純 資 産 合 計	3,686,439
資 産 合 計	5,256,751	負 債 純 資 産 合 計	5,256,751

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,212,084
売 上 原 価	3,586,630
売 上 総 利 益	1,625,453
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,182,680
営 業 利 益	442,772
営 業 外 収 益	41,696
営 業 外 費 用	21,760
経 常 利 益	462,708
特 別 損 失	69,396
減 損 損 失	69,396
税 引 前 当 期 純 利 益	393,311
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	159,000
法 人 税 等 調 整 額	△20,088
当 期 純 利 益	254,399

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成29年4月1日 期首残高	564,952	118,386	1,388	119,774	68,339	2,100,000	2,625,019	4,793,359	△2,104,783	3,373,301
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△73,991	△73,991		△73,991
当期純利益							254,399	254,399		254,399
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	-	180,408	180,408	-	180,408
平成30年3月31日 期末残高	564,952	118,386	1,388	119,774	68,339	2,100,000	2,805,428	4,973,767	△2,104,783	3,553,709

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日 期首残高	94,845	94,845	3,468,147
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△73,991
当期純利益			254,399
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	37,883	37,883	37,883
事業年度中の 変動額合計	37,883	37,883	218,291
平成30年3月31日 期末残高	132,729	132,729	3,686,439

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法であります。

・時価のないもの

② たな卸資産

・商品及び製品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

最終仕入原価法であります。

・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規約に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	27,220千円
土地	28,259千円
投資有価証券	164,000千円
計	219,479千円
上記に対応する債務	
短期借入金	100,000千円
計	100,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 700,630千円

3. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
香 川 県 三 豊 市	遊 休 資 産	土 地

当社は、原則として、事業用資産については事業単位でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の要に供していない遊休資産のうち、売却が予定される資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(69,396千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額は売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,587,836	—	—	4,587,836

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,847,408	—	—	1,847,408

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	46,587	17.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	27,404	10.0	平成29年9月30日	平成29年12月11日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	41,106	利益剰余金	15.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社の信用管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念や信用状況を早期把握する体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2. 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,631,941	1,631,941	—
(2) 受取手形	734,905	734,905	—
(3) 電子記録債権	396,431	396,431	—
(4) 売掛金	764,779	764,779	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	299,117	299,117	—
資産計	3,827,175	3,827,175	—
(6) 支払手形	75,009	75,009	—
(7) 電子記録債務	578,267	578,267	—
(8) 買掛金	387,344	387,344	—
(9) 短期借入金	200,000	200,000	—
負債計	1,240,621	1,240,621	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券・その他有価証券
これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。
- (6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、(9) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,500

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(5) 投資有価証券・その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,631,941
受取手形	734,905
電子記録債権	396,431
売掛金	764,779
投資有価証券その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	3,528,058

(注) 4. その他の有利子負債の返済予定額

	1年以内 (千円)
短期借入金	200,000

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12,843千円
未払事業税否認	4,037千円
役員退職慰労引当金	25,911千円
貸倒引当金超過額	214千円
ゴルフ会員権評価損	1,661千円
減損損失	93,802千円
その他	15,992千円
繰延税金資産の小計	<u>154,460千円</u>
評価性引当額	<u>△27,572千円</u>
繰延税金資産の合計	<u>126,888千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△58,468千円</u>
繰延税金負債の合計	<u>△58,468千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>68,419千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	0.8
留保金課税	2.5
評価性引当額の増額	0.4
その他	0.7
税効果会計の適用後の法人税等の負担率	<u>35.3</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,345円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	92円83銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

ミヤコ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 岡田博憲 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中郁生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヤコ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

ミヤコ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 多谷本 昌 利 ㊟

社外監査役 木 下 威 英 ㊟

社外監査役 田野瀬 博 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は41,106,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	東田 勝 (昭和38年6月21日生)	昭和62年1月 当社入社 昭和62年3月 当社取締役 平成5年7月 当社常務取締役 平成10年4月 当社管材事業部長 平成15年6月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ツカダ興産 代表取締役社長	434,020株
2	石原 利幸 (昭和27年8月16日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年4月 当社商品統括部長 平成18年6月 当社取締役（現任） 平成25年10月 当社第一営業部長 平成29年7月 当社西日本営業部長（現任）	29,000株
3	堀川 富士夫 (昭和42年9月16日生)	昭和62年1月 当社入社 平成18年4月 当社商品開発室長 平成26年6月 当社取締役（現任） 平成28年4月 当社第二営業部長 平成29年7月 当社北日本営業部長（現任）	9,200株
4	菊山 勝久 (昭和23年2月12日生)	昭和60年1月 菊山公認会計士事務所開所 (現在に至る) 平成8年6月 当社監査役 平成24年6月 当社取締役（現任）	なし

- (注) 1. 上記の各取締役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菊山勝久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菊山勝久氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 菊山勝久氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年になります。
5. 当社は、菊山勝久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役多谷本昌利氏および監査役木下威英氏は任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	多谷本 昌 利 (昭和26年12月29日生)	昭和49年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年7月 当社常務取締役 平成26年6月 当社常勤監査役 (現任)	37,100株
2	木 下 威 英 (昭和46年7月21日生)	平成19年12月 正木丈雄法律事務所入所 平成21年4月 当社仮監査役 平成21年6月 当社監査役 (現任) 平成21年11月 東西法律事務所入所 (現在に至る)	なし

- (注) 1. 上記の両監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木下威英氏は、社外監査役候補者であります。
3. 木下威英氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 木下威英氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって9年になります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル6階「鴛鴦（オシドリ）の間」

TEL 06-6942-2401



■交通のご案内

- 地下鉄谷町線「天満橋駅」北出口②号より西へ徒歩2分
 - 京阪電車「天満橋駅」西出口よりすぐ
- ※お車でご越しの場合、ホテル西側の「天満八軒家駐車場」をご利用ください。（有料）